

平成30年10月9日

自由民主党障害児者問題調査会
会長 衛藤 晟一 様

公益社団法人全国脊髄損傷者連合会
代表理事 大濱 眞
バリアフリー等WG委員長 小林 光雄

平成30年度バリアフリー等関連の要望書 (内閣府の所管事項)

① 避難指示発令について

7月の西日本豪雨災害で、避難指示の発令が遅かったのではないかと指摘があった。実際、多くの市町村ではマニュアルを作っていない現実がある。各市町村が内閣府のガイドラインを基礎にしてマニュアルを作成すると共に、計画書を作成し、日頃の訓練を徹底し災害時に迅速に対応出来るよう指導を徹底して頂きたい。

② 『要支援（配慮）者リスト』の作成と『福祉避難所の指定』について

全国の市町村では『要配慮（支援）者リスト』の作成と、その要配慮（支援）者がどこに避難するのか『福祉避難所の指定』が急務であるが、両方整備している自治体が我々の会員情報では「極めて少ない」と聞いている。

全国の市町村の実態がどうなっているか？を調査すると共に、各市町村に任せるだけでなく、国主導で早急に整備して頂きたい。

③ 福祉避難所の備品について

福祉避難所の指定を受けてもベッド等の備品が無ければ受け入れることが出来ない。市町村財政が厳しい中なので、国で備品整備予算を確保して頂きたい。

④ 国・県・市町村の役割分担の確認について

実際に被災するのは市町村であり、その対応は多岐に渡る。緊急時の市町村の負担を軽減する為にも、又自治区域を超えた災害にも対応出来るように『福祉避難所リスト』や『入所対象者居者リスト』を県と共有する等、国・都道府県の役割分担を再度確認して頂きたい。

⑤ 車いす利用者を避難訓練に！

国及び地方自治体主催で行う「避難訓練」に車いす利用者の参加促進を図って頂きたい。

⑥ みなし仮設住宅の有効活用について ※「国土交通省の所管事項」④の再掲

みなし仮設住宅は初期の避難場所とその後の住居も兼ねているため、速やかな空き部屋情報の提供は有効な被災者救済の手段と言える。災害時、被災者に速やかな空き部屋情報が提供できる様、県、市町村へ通達する等指導頂きたい。

⑦ 災害時バリアフリー仮設住宅の設置義務化について ※同⑤の再掲

平成23年東日本大震災当初バリアフリー住宅がなく大変苦労したと聞いており、その後に起きた熊本地震でもその教訓がすぐには生かされなかった。

全体の2～3%のバリアフリー住宅を義務づける、国のガイドラインの改正をお願いしたい。

参考（2016,10,1国調）

*65歳以上の高齢者人口は、3,459万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）も27.3%となった。